

使用料金

区分	施設名	使用料		
		午前	午後	夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
ホール	視聴覚ホール	9,000 円	12,000 円	15,000 円
	(ステージのみを利用)	7,500 円	10,000 円	12,000 円

※視聴覚ホールの正午から午後 1 時までの利用に係る使用料は午前の使用料の 3 分の 1 の額とし、午後 5 時から午後 6 時までの利用に係る使用料は午後の使用料の 4 分の 1 の額とする。

区分	施設・設備名	使用料 (1 時間当たり)	
		午前 9 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
集会室等	第 1 集会室	700 円	1,000 円
	第 2 集会室	500 円	700 円
	第 3 集会室	500 円	700 円
	第 4 集会室	500 円	700 円
	多目的コーナー	500 円	700 円
	多目的コーナー (ギャラリーとして利用する場合)	200 円	200 円
	コンピュータ研修室	800 円	1,200 円
設備		1 回の使用につき	
	ビデオプロジェクター	2,500 円	
	グランドピアノ	3,000 円	
	16 ミリ映写機	1,300 円	
	コンピュータ研修室機器	2,500 円	

減 免

対 象	減免率 (%)	
	専ら催事に利用する場合	専ら練習等のために利用する場合
十日町市、津南町 (以下「広城市町」という。)	100	100
広城市町が組織団体となっている一部事務組合 (以下「一部事務組合」という。)	100	100
国及び地方公共団体	50	100
広城市町内の青少年育成団体	100	100
広城市町内の小学校、中学校及び特別支援学校	100	100
広城市町立学校以外の学校	50	100
広城市町内の児童福祉法に規定する保育所及び認定こども園	50	100
広城市町内の社会教育関係団体	50	50
広城市町内の社会福祉関係団体	50	100
広城市町内の障がい者関係団体	50	100
広城市町内の地域振興関係団体	50	100
その他教育委員会が必要と認めた場合	必要と認めた率	